

第1回 うらやす景観通信

平成25年6月1日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

突然ではありますが、みなさんは6月1日が「景観の日」であることを知っていますか？景観法という法律が効力を発揮することとなったのが6月1日であったため、景観法に関連する国土交通省、農林水産省、環境省において、景観法の普及、国民の意識啓発を目的に、「景観の日」と決めました。

このことから分かるように「景観」は国を挙げて取り組んでいる大切なまちづくりの要素なのです。浦安市も景観に関する様々な活動に取り組んでおります。しかし、まだまだ認知度が低いのも事実です。そこで、より多くの方々に景観に興味を持ってもらえるよう、景観に関する情報を定期的に掲載していきます。みなさんよろしくお願ひします。

第1回のテーマは「景観ってなんだろう？」です。

みなさんは「景観」とはなんだと思いますか？

調べてみると、法律において「景観」という言葉は定義されていないんです。景観法にさえ明確な定義はされていません。

それは何故なのか・・・景観法の逐条解説では「良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと、結果的に画一的な景観を生むおそれがあることから定義をおいていない」と解説されています。

地域の「景観」はそれぞれの地域ごとに考える必要があるということです。そこで、浦安市は「浦安の景観」というものが何なのかを考える必要がありました。

浦安市は平成21年6月1日に作られた景観計画において「景観とは、私たちが日々接し、眺め、利用している“まちの風景・景色”のことであり、海・空・川・夕日などの自然と、建築物・緑・広告・道路・橋梁などの人工物や人間の営みが混じり合い、織りなす様、多くの人々の生活に根ざしたものであり、そのまちの歴史や文化、価値観、雰囲気、暮らしやすさなどをあらわしたものです。」と表現しました。



自然も建物も人の営みもすべてを含めて「景観」であることが浦安市の考え方なのです。私たちは浦安市の「景観」を少しでもよくするよう、市民の皆様と共に考え、行動していきたいと考えています。浦安市の景観に関する皆様のご意見をお待ちしています。

次回は「景観計画ってなんですか？」をテーマに掲載いたします。